

経営税務講習会

税制改正の動向と確定申告のポイント
〜相続税改正の影響とその対策にもふれて〜

協会は、経営税務講習会を二月十二日に開催しました。講師の橋本邁協会顧問税理士は、税制改正の動向および相続税改正との影響について解説しました。

今年一月から、相続税の基礎控除四〇％カット

平成二五年度改正により、相続税の基礎控除が縮小され、平成二七年一月一日以降の相続から適用になります。

平成一二六年十二月三十一日までの基礎控除は、五〇〇万円＋(一〇〇〇万円

となり、四〇％のカットとなり、二〇〇万円＋(一〇〇〇万円



経営税務講習会 (2/12 富山電気ビル)

講師の橋本邁協会顧問税理士



×法定相続人の数) でした。が、三〇〇〇万円＋(六〇〇万円×法定相続人の数) となり、四〇％のカットとなります。

贈与の非課税措置を活用

上手に相続に対応するためには、贈与の活用がポイントになってきます。一つは、平成二五年四月から始まった「教育資金贈与」です。この制度は今年の十二月までとされていますが、平成三二年三月末まで延長とされました。これは三十歳未満の孫やひ孫に対する一五〇〇万円が限度です。もうひとつが、平成二七年度税制改正大綱において新たに創設された、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」です。平成二七年四月一日から平成三二年三月末までの間に、二十歳以上五十歳未満の者に対して一〇〇〇万円を限度として贈与税は課税されません。「教育資金贈与」「結婚・子育て資金贈与」のいずれも、信託銀行で信託口座の開設が必要ですのでご注意ください。

相続・贈与に関する注意事項

相続開始前三年以内に相続人が贈与を受けている場合は、その贈与財産の全額(贈与税がかかっていたか否かに関係なく)が相続財産に加算されて計算されます。その際、贈与税を納めている場合は相続税額から贈与税額が控除されます。



「保険医の経営と税務」テキスト

この改正によって、割合として一〇〇人のうち四人が相続税の課税対象であったのが、一〇〇人のうち六人に増える見込みとされていますが、先生方の中で見てみるとその割合はもっと高くなると思います。

会員価格 1,000円 (定価 1,500円)

相続税額早見表 (テキスト122ページ)

(新) 2015年1月1日以降に相続が発生した場合の税額早見表

Table with columns for inheritance tax amount and burden rate for different numbers of heirs (1, 2, 3, 4) with and without dependents. The table shows tax amounts in thousands of yen and corresponding burden rates in percentages.

法律・困り事 電話相談 ⑨

職員のマイ・カーによる交通事故

◆私の病院の事務職員Aは、マイ・カーで通勤しておりますが、病院の所用で外出するときもマイ・カーを使用していることから、病院は、通勤手当とは別に給油チケットを給付し、かつ車検費用の一部を負担しています。もし、Aが人身事故を起こした場合、病院に民事上の責任が発生しますか。

(佐伯) Aが病院の業務の執行としてマイ・カーを運転中、事故を起こした場合は、民法715条1項による使用者責任を負うだけでなく、自動車損害賠償保障法第3条による運行供用者としての責任を負うこととなります。又、Aに対し給油チケットを給付するなどして病院業務のためにマイ・カーを使用させておれば、病院がAのマイ・カーに対し「運行支配」「運行利益」を有することとなりますので、病院の業務とは直接関係のない帰宅途中などの事故についても責任は免れません。

◆任意保険に加入していない職員のマイ・カーによる通勤を禁止する規則を作りたいと思っておりますが、このような規則は有効でしょうか。

(佐伯) 通勤途上における職員の事故については、病院に法的責任がない場合であっても、賠償をめぐる職員と被害者の対立が病院のイメージを悪くするなど病院の社会的評価に影響を与えるばかりでなく、賠償問題をかかえた職員の業務に与える影響などを考えれば、上記規則には合理性があり、最高裁も同様の判断をしています。

◆職員のマイ・カーによる通勤途上事故の民事責任を病院が負わないために、どうすればよいでしょうか。

(佐伯) 病院の業務に職員のマイ・カーを使用することを禁止し、業務には必ず病院の車を使用させるようにすればよいでしょう。そして、このことを病院内の職員に周知徹底して下さい。

●協会では顧問弁護士・顧問税理士による「無料個別相談」を行っています。事務局が双方の都合のよい日時を調整します。ご希望の方は遠慮なくお電話ください。

回答者

協会顧問弁護士

佐伯 康博

日本酒と合わせて楽しむワインもご用意します



目からうろこの日本酒を楽しむ会

とき 3月28日(土) 18:30~20:30

ところ ANAクラウンプラザホテル富山3F

元 金沢国税局新酒鑑評会評価委員 日本ソムリエ協会認定シニアワインアドバイザー なかやす酒販(株)社長 (高岡市)

講師 中山 安治 氏

対象 会員および家族(定員70人)

参加費 8,000円(飲み物・料理含む) ※2人目からは割引価格 7,000円となります

秋には中山安治さんを講師にワイン会を開催します。10月3日(土)の予定。ご期待下さい!

富山のお酒の魅力ワインと比べながら知的で愉快地に解説します。

「日本酒がこんなに素敵な飲み物だなんて・・・」と、日本酒のイメージが良い感じに覆ることでしょう。

これであなたも日本酒の虜になります! なるはずですよ!

お好みの「MYぐい呑」や「MY盃」を持参されるのも歓迎します。面白いですよ。

中山 安治

参加申込は 送付済のチラシで

※託児室を用意しています ご利用下さい(有料です)